

近隣にお住まいの皆様

住宅宿泊事業計画について

墨田区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例第 7 条に基づき、事業計画の説明を予定しております。
つきましては、同条例第 6 条の規定に基づき、説明の日程等についてご案内いたします。

第 1

- 住宅宿泊事業を営もうとする住宅の所在地

第 2 住宅宿泊事業を営もうとする者の情報

- 氏名（法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名）

- 所在地

- 連絡先電話番号

第 3 住宅宿泊管理業者の情報

- 氏名（法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名）

- 所在地

- 連絡先電話番号

第 4 説明に関する情報

- 説明の形態

- 日時

- 場所